## 鹿沼市監查委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査 を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を 公表する。

令和3年3月25日

鹿沼市監查委員 髙 田 悦 夫

鹿沼市監查委員 谷 中 恵 子

- 1 監査の対象、日程及び実施場所
  - (1)保健福祉部、教育委員会 (令和2年12月24日 市役所501会議室)
  - (2) 市民部、こども未来部、監査委員事務局 (令和3年3月25日 市役所501会議室)
- 2 監査の主な実施内容
  - (1) 令和2年度における関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況
  - (2) 公金収納における現金の取扱い
- 3 監査の着眼点
  - (1) 公金収納における現金の取扱いについて
  - ア 現金の収納事務は適切に行われているか
  - イ 現金の保管及び払込みは適切に行われているか
  - ウ 関係帳簿は適切に整備されているか

## 4 監査結果

関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況、及び公金収納における現金の取扱いについて監査し、全般的におおむね適正であると認められた。

なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略 する。

## 5 指摘事項及び意見

(1)指摘事項 指摘すべき事項はなかった。

## (2) 意見

ア 現金の収納事務について、地方自治法及び鹿沼市財務規則に基づき、適正 な事務体制となることを望む。

イ 現金出納簿について、現金出納簿は金額の突合及び実績を把握する際に有効であり、作成されることを望む。また、マニュアルについても、事務の標準化及び効率化を図るために重要であるとともに、事務引継ぎにも有効であり、整備されることを望む。